1環境基準等

(1) 大気の汚染に係る環境基準(昭和48年5月環境庁告示第25号、ただし二酸化窒素については昭和53年7月改正、ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンについては平成9年2月追加、ジクロロメタンについては平成13年4月追加)

物	質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
上	の 件	が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が	が10ppm以下であり、 かつ、1時間値の8時	1時間値の1日平均値 が0.10mg/m³以下であ り、かつ、1時間値が 0.20mg/m³以下である こと。	下であること。	1時間値の1日平均値 が0.04ppmから0.06 ppmまでのゾーン内 又はそれ以下であるこ と。
		溶液導電率法又は紫 外線蛍光法	非分散型赤外分析計 を用いる方法	濾過捕集による重量濃 度測定方法又はこの方 法によって測定された 重量濃度と直線的な関 係を有する量が得られ る光散乱法、圧電天び ん法若しくはベータ線 吸収法	液を用いる吸光光度 法若しくは電量法、紫 外線吸収法又はエチ レンを用いる化学発光 法	いる吸光光度法又は オゾンを用いる化学発 光法
H-/m	斤斤					
490	質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	
環上	境	1年平均値が0.003mg /m³以下であること。	1年平均値が0.2mg/	テトラクロロエチレン 1年平均値が0.2mg/ m³以下であること。	ジクロロメタン 1年平均値が0.15mg/ m³以下であること。	

[備考] 1 環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域、または場所については適用しない。

- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μ m以下のものをいう。
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により 生成される 酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。